平成２８年（フ）第６８９号
広島市安佐南区緑井４丁目21番23―105号
債務者　出廣千寿香
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大村　真司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４４号
和歌山県田辺市龍神村殿原1045番地
債務者　深瀬ちえみ
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第５９８号
北九州市若松区用勺町10番12号（エレガンスヒル201号）
債務者　西本　博美
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７００号
北九州市八幡西区黒崎２丁目８番21号（402）
債務者　中野　政志
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２８５号
函館市美原４丁目２番17号
債務者　猪苗代麗子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２８８号
函館市陣川町98番地367
債務者　野原　　崇
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２９０号
函館市青柳町３番23号　青柳ハイツＡ　７号室
債務者　大澤　裕司
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１０４号
岐阜県大垣市東町１丁目334番地１　セピアガーデン　202
債務者　新垣ロジェリオ　シルバこと　ロジェリオ　シルバ　アラカケ
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１１７号
松江市千鳥町84番地　介護付き有料老人ホーム椿貴、前住所松江市栄町44番地３
債務者　田淵　作郎
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４０６３号
大阪府大東市赤井２丁目19番13号　第二ハイツムラナカ101号、前住所大阪府大東市緑が丘１丁目１番８号
債務者　武田　幹雄
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１８６号
大阪市生野区勝山北２丁目11番26号　ハイツ110―３Ｅ
債務者　西野　博之
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２２９号
大阪市東住吉区駒川５丁目22番27号　ラ・フィーネ針中野　202号
債務者　三島　　勝
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２６３号
大阪府大東市朋来１丁目44番805号
債務者　藤野　直美（旧姓竹中）
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３２９号
大阪市東淀川区井高野３丁目10番18―1003号
債務者　川口　景子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３５３号
大阪府東大阪市長田２丁目19番16号　ヴェルドミール栗山101号
債務者　中東　敬広
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３６７号
大阪市平野区瓜破２丁目２番３―913号
債務者　田村精工こと　田村　昌司
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３７３号
大阪市西区本田４丁目４番18―506号
債務者　池田　清隆
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部